

## 4. 山形県の最低賃金

あなたのお給料  
**最低賃金**



すべての労働者  
すべての使用者に適用される  
**毎年** チェック  
しよ!

改定されます

2025年12月23日から

**山形県**の地域別  
最低賃金は

**1,032** 時給 円

午後10時～午前5時に勤務する  
場合、**深夜割増25%**を加算 **1,290** 時給 円

※深夜(午後10時～午前5時)に  
勤務する場合、少なくとも25%  
の割増賃金に加算されます。  
「深夜割増」以外にも「時間外  
割増」や「休日割増」が加算さ  
れるケースがあります。詳しく  
は、連合へご相談ください。

**以上?**

都道府県ごと **法律** で  
決められています

- ✓ 最低賃金は、毎年、  
都道府県ごとに見直されます
- ✓ 会社は、最低賃金額以上の  
賃金を支払う義務があります
- ✓ 最低賃金額を下回る賃金は  
法律違反となり、下回った場合、  
差額を請求できます
- ✓ パートタイマーや学生バイト、  
臨時、嘱託など  
雇用形態や呼称に関係なく、  
原則**すべての労働者と  
その使用者に適用**されます
- ✓ お給料が**月給制でも適用**されます

**未満?**

無効 差額請求  
違反 できます



もしも **最低賃金より低いかも?** と思ったら…

**なんでも労働相談ホットラインへ**

**連合山形 023-625-0555**

24時間・15言語で  
サポートします!

労働相談チャットボット  
「ゆにぽ」



〒990-0044 山形県山形市木の実町12-37 大手門パルス内

[連合山形](#) [検索](#)

県内6ヶ所に地域協議会があります。お気軽にお電話ください。

<b>連合山形酒田飽海地域協議会</b> ☎0234-24-5505 〒998-0858 酒田市緑町19-10 労働センター内	<b>連合山形新庄最上地域協議会</b> ☎0233-23-1515 〒996-0084 新庄市大手町2-60 大手会館内	<b>連合山形地域協議会</b> ☎023-622-0551 〒990-0044 山形市木の実町12-37 大手門パルス内
<b>連合山形鶴岡田川地域協議会</b> ☎0235-25-8605 〒997-0033 鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内	<b>連合山形北西村山地域協議会</b> ☎0237-53-2005 〒995-0038 村山市駅西17-4	<b>連合山形置賜地域協議会</b> ☎0238-23-0551 〒992-0042 米沢市塩井町塩野1-1 勤労者福祉会館2F



# あなたの最低賃金月給でも適用されます

## 基本給+諸手当が対象!! 今すぐチェック

### STEP 1 確認

#### 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象 **基本給 + 諸手当**

対象でない 一時金(ボーナス)/残業代/精皆勤手当  
通勤手当/家族手当/その他臨時の手当

### STEP 2 比較

#### 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間×週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間×年間所定労働日数÷12)

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください



### STEP 3 相談

#### 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは大丈夫?  
ウェブでチェック!



「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…  
**なんでも労働相談ホットラインへ!**



 日本労働組合総連合会(連合)

 **0120-154-052**  
いこうよれんごうに